

十九八七	六五四	三二一	○基年財務省告示第百八十一年七月等を次に開する省令第十四項の規定による個人向け債券の発行、平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。
初利発発期率行行利価日子格	振額最低額面金	用振の法發号名稱及び根拠	平成三十六年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。
た期平年額平す額の振 金と成○面成るの記替 額し三・金三。整載法 を、十〇額十 支次年五百年的記定 払の十パ円六 う算二に月 。式月セつ十 たに十ンき五 だよ五ト百日 しり日円 、算を 支出支 払し払	一百額の定以律社條九特三個 万七面振の下(平成十三年法律第十九号) 円十金替適「平成十三年法律第十九号」 九額機適用振替株式等の振替に關する法律 万で機関を受法」 円四は受け「平成十三年法律第十九号」 百日は受ける法律第十九号 六本銀もものう。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 十五銀行のとし。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 五億とし。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 六千する。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。	一百額の定以律社條九特三個 万七面振の下(平成十三年法律第十九号) 円十金替適「平成十三年法律第十九号」 九額機適用振替株式等の振替に關する法律 万で機関を受法」 円四は受け「平成十三年法律第十九号」 百日は受ける法律第十九号 六本銀もものう。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 十五銀行のとし。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 五億とし。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 六千する。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。	財務大臣 麻生太郎
た期平年額平す額の振 金と成○面成るの記替 額し三・金三。整載法 を、十〇額十 支次年五百年的記定 払の十パ円六 う算二に月 。式月セつ十 たに十ンき五 だよ五ト百日 しり日円 、算を 支出支 払し払	一百額の定以律社條九特三個 万七面振の下(平成十三年法律第十九号) 円十金替適「平成十三年法律第十九号」 九額機適用振替株式等の振替に關する法律 万で機関を受法」 円四は受け「平成十三年法律第十九号」 百日は受ける法律第十九号 六本銀もものう。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 十五銀行のとし。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 五億とし。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 六千する。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。	一百額の定以律社條九特三個 万七面振の下(平成十三年法律第十九号) 円十金替適「平成十三年法律第十九号」 九額機適用振替株式等の振替に關する法律 万で機関を受法」 円四は受け「平成十三年法律第十九号」 百日は受ける法律第十九号 六本銀もものう。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 十五銀行のとし。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 五億とし。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。 六千する。平成三十一年六月十日付の法律第十九号(平成三十一年六月十日)に規定する。	財務大臣 麻生太郎

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

× $\frac{79.685}{100} \times 2$

の額面金額 + 利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

× $\frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の四第二十一条の四第一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項の相続税法第三条の規定期限内に支拂う事項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の規定期限内に支拂う事項に規定す
 るのはで債前者に生に昭ののに十二をはし約規定期限内に支拂う事項に規定す
 。算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 式次る中あ、当、る二域若つ條法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十十五年法律第四回に規定す
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 り分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 算にしを、十向害行法て總當第十自治市のむ害条のの改受する事項に規定す
 出応、請當一けにわ律、合該一七治市町相。者の中止する事項に規定す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。者の中止する事項に規定す
 た、のす個六債かる百害と又の（）（）扶四回に規定す

元利金支
払場所

(二) 平成三十一年六月十五日以前の毎回の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利息に相当する金額)

平成三十一年六月十五日以前の場合の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 = 本銀行